

令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和5年9月19日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （閉会） 午前10時27分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	妹 尾 茂 樹
税 務 課 長	妹 尾 一 正	健康子育て課長	小 川 公 一
福祉介護課長	稲 田 由紀子	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	介護老人保健施設事務長	小 出 優 子
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	総務防災課長代理	立 川 人 士
企画財政課財政係長	石 井 亮太郎		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第54号 令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

- 議案第 5 5 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第 5 6 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第 5 7 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第 5 8 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 議案第 5 9 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 0 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について
- 議案第 6 1 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第 6 2 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 6 3 号 令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 4 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 5 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 6 号 令和 5 年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 7 号 令和 5 年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。今月7日の本会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、開会を宣し、直ちに本日の会議を始めます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第54号 令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第55号 令和4年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第56号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第57号 令和4年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第58号 令和4年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
議案第59号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について
議案第61号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第62号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
議案第63号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第64号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第65号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第66号 令和5年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第1号）について
議案第67号 令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算（第1号）について
請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願

○議長（花川大志君） 日程第1、議案第54号から議案第67号まで及び請願第1号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る7日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、請願については、別紙のとおり報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、まず、総務文教常任委員長、浅野 毅君、お願いいたします。浅野君。

○12番（浅野 毅君） それでは、総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月7日の本会議において付託を受けました請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを去る9月8日総務文教常

任委員会を開催し、全委員出席のもと参考人の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

質疑の詳細につきましては会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

まず、紹介議員の挨拶の後、質疑に移りました。内容は以下のとおりでございます。

昨年度も同様の請願があった。国の施策として昨年から変化はないか。町内では35人学級以下の所が大半である。既に手厚い教育が行われている。矢掛町と都市部では状況が違う。義務教育である中学校と高等学校を一緒に取り扱うことに違和感がある。少人数であれば手厚い指導ができるとは、必ずしもそうではない。少数職種とはどういう職種を指すのか。少数職種の増員が教職員の負担軽減につながるのか。私立高校についてはどうなのか。教職員の不足を裏付ける数値的な情報はあるのか。また、モンスターペアレントとのトラブル・いじめなど教育現場は昔より大変な状況であると認識している、過去に比べてどうか。教職員と親のやり取りで困難な事例はあるか。精神疾患等で休職する教職員への対応などを考えると一概に人を増やせば解決できる問題ではないと思う。教職員一人に対応できないケースでは集団で対応しているか等々質疑があり、それぞれ参考人の応答があり、その後、参考人は退席いたしました。

その後、国庫負担率を確保すべき、教職員が精神を病むのは人員不足と思う、請願はもっと具体的な内容にすべきと思う等の意見がありました。

委員会の審査では起立多数で採択すべきと決定いたしました。

以上が、総務文教常任委員会の審査の概要です。不足の点がありましたら他の委員さんに補足をお願いいたします。総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（花川大志君） 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

○6番（原田秀史君） それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る9月7日本会議により付託をされました議案第59号につきまして、審査をいたしました結果を報告いたします。

この議案につきましては、委員全員の出席のもと、副町長以下執行部の出席のもと審査を行いました。

審査の概要といたしましては、営業形態の定義、それから、利用料金の算定根拠等の質疑応答がありました。全会一致でこれを了といたしました。

なお、不足の点がありましたら、他の委員さんの補足説明をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

○5番（田中輝夫君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

9月7日の本会議において付託を受けました、議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について並びに議案第55号から議案第58号までの令和4年度矢掛町病院事業会計、介護老人保健施設事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の各公営企業会計の決算認定案件5件と議案第60号、指定管理者の選定、議案第61号、過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更及び議案第62号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算並びに議案第63号から議案第67号までの令和5年度特別会計補正予算、令和5年度公営企業会計補正予算案件の8件、計13議案の審査のため、今月11日から14日の4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長、病院管理者のほか、

関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第 54 号、令和 4 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてですが、まず、一般会計の決算では、健康子育て課所管、税務課を含めます。ヤングケアラー対策事業の現状、健康管理センタートレーニングルームの利用者増による安全性とトレーナー配置の検討の有無、産後ケア事業が他の母子保健事業と比較し低率の理由と利用向上に向けた検証の有無、妊婦・乳児検査委託料の執行率減の分析と対策、保育支援システムの概要とシステム導入による成果についてです。

次に、福祉介護課所管、これも税務課を含みます。障害児通所支援事業の現状と送迎サービスの有無、放課後等デイサービス事業の給付額と対象人数などの概要、シルバー人材センター補助金の概要、民生委員改選時のなり手不足を想定した対策と制度継続となる検討の有無、地域福祉バス事業の費用対効果、福祉タクシー券事業との関連性についてなどです。

次に、建設課所管に入りますと、かわまちづくり事業費の委託料、都市再生整備費の委託料の委託先、脇本陣裏線地質調査委託料の調査理由と工法、まちピカ応援事業の参加者高齢化で存続を危惧、内容見直し等を含めた継続を。東町交差点付近のまちピカ対策、まちピカ応援事業の公園型とは？道路維持費の補修用原材料費増の理由、かわまちづくり事業費で公有財産購入費の不用額発生事由についてです。

次に、産業観光課所管、観光費の委託料、都市再生整備の委託料の委託先、まちづくり地域創生事業補助金及び山陽道やかげ宿賑わい創出事業補助金の使途と交付先、畜産振興費の事業内容と町費負担の契約内容、農業共済収入保険助成事業費補助金の支援継続の要望。

次に、矢掛寮、決算不用額の発生理由と事業全体の概要、車椅子利用者の入浴時介助や建物の老朽化の現状、嘱託医の往診頻度と生活応援商品券の対応について。

次に、町民課所管、これも税務課を含めます。マイナンバーカード申請支援促進事業の各地区で実施した申請サポートの概要と実施状況、法人税の前年度比で減少している要因、大型ゴミ排出量の傾向と対策について。

次に、教育課所管です。中学校ジャズバンド部補助金の概要、教育現場の働き方改革で各種サポーター・支援員を配置している効果と概要、部活動指導者の外部招聘状況、文化センター費の図書購入費の概要と図書館の蔵書数、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の修理・修景実績件数と申請件数、B&G海洋センター使用料の一部改訂に伴う町外利用者数の実績と動向、重伝建地区防災計画の進捗状況、美術館企画展の来館者数と今度の予定、やかげ文化センター舞台設備・照明・音響の業務委託契約と次年度以降の運用、毎戸遺跡発掘後の県や国への報告と広報状況について。

次に、総務防災課所管、IT情報の恩恵を受ける人と出来ない人の格差解消のためマイナンバーカード取得率向上を目指し、各公民館でスマホ講座を実施した概要と効果。自主防災組織活動支援事業補助金の交付概要と今後の推進方針、B&G財団から寄贈された重機の操作研修や避難所運営研修など各種研修実施後の効果、自主防災組織の避難訓練実施率の低調に対する支援と改善方策、防災士のポジション明確化の規定の有無、消防団の団員数の現状と消防器庫の運営費補助の状況について。

次に、企画財政課所管ですが、実質収支額約 4 億円の収支差額規模と運用の妥当性、要望に対する事業の実施の達成度合い、次年度予算編成に向けて事業のスクラップアンドビルドと政策立案サイクルの意識、地域力創造アドバイザー活用事業の概要、ふるさと納税返礼品に対する町内産農産物の取り扱い、

地域おこし協力隊起業支援補助金の概要と町行政へのメリットについて。

次に、上下水道課所管、議会事務局所管については、特段の質疑はありませんでした。

以上、令和4年度一般会計決算認定では、審査の結果、委員から一部決算内容に異議がでましたが、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、令和4年度特別会計決算認定についてですが、矢掛町国民健康保険特別会計では、40歳前健診・保健指導委託料と特定健診受診率などの概要、特定健診の今回の取組と健診会場まで移動する手段について。

次に、矢掛町介護保険特別会計では、介護給付等適正化事業の検証結果とその概要、町民後見人育成事業の状況と申込の年齢制限について。

次に、後期高齢者医療特別会計、地域開発事業特別会計、各財産区特別会計については、特段の質疑はありませんでした。

審査の結果、いずれの令和4年度特別会計決算認定も全会一致で原案を了といたしました。

次に、令和4年度公営企業会計について、議案第55号、令和4年度矢掛町病院事業会計決算認定についてであります。未収金の状況と回収方策、夜間の救急受入れ体制など質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第56号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、事業外収益が前年比減収の理由、コロナ禍で制限していた家族との面会状況、職員数1名増で職員の業務負担軽減の有無と現状、新ベッド導入による介護職員の負担軽減と資本投資による効果など質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第57号、令和4年度矢掛町水道事業会計決算認定について、補正要求額に対し不用額が発生している理由の質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第58号、令和4年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、職員数1名増による職員の業務負担軽減の有無と現状、起債償還の平準化は町民の負担増と危惧する問題の有無、笠岡市が接続している戸数とその下水料の額を決定する行政など質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について、指定管理者の非公募に異議、指定する団体は法人設立目的を果たせるのかと危惧、指定管理者は観光に対する貢献度や熱意・事業者の資質と事業者間との意思疎通が重要との質疑応答を行いました。審査の結果、委員から一部異議がでましたが、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第61号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、特段の質疑は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第62号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、農業費の農地流動化助成金が計上されている理由、道路橋りょう費で測量設計委託料が減額補正、土地購入費が増額補正との関連性、矢掛町音楽協会の団体概略と教育費に補助金計上されている理由と用途、駐車場から西町イベント広場までのアクセス距離、通常時の料金体制の計画、イベント広場までの動線案内のための整備計画の有無、社会教育費の保光会補助金の用途、農業費のかんがい排水路工事費の概要と受益者負担の発生の有無、林業費の県営治山関連工事費の概要など質疑応答を行いました。審査の結果、令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）は全会一致で原案を了といたしました。

議案第 63 号, 令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号), 議案第 64 号, 令和 5 年度矢掛町水道事業会計補正予算 (第 1 号), 議案第 65 号, 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算 (第 1 号), 議案第 66 号, 令和 5 年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算 (第 1 号), 議案第 67 号, 令和 5 年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算 (第 1 号) については, 特段の質疑はありませんでした。審査の結果, 全会一致で原案を了といたしました。

以上が, 予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

なお, 執行部におかれましては, 本委員会での意見, 要望等に十分留意され, なお一層, 適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。不足の点がありましたら, 他の委員さんからの補足をお願いいたしまして, 予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長 (花川大志君) それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは, 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (花川大志君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8 番石井君。

○8 番 (石井信行君) 8 番石井信行です。議案第 54 号, 令和 4 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について, 反対討論を行います。

商工費の中の観光費というところに地域創生事業委託料 1,100 万円, それから, 街づくり地域創生事業補助金 3,700 万, それから, 山陽道やかげ宿賑わい創出事業補助金 2,530 万 8,216 円が決算書に挙げられています。これらの委託料, 補助金ともに, 事業の実施主体は全てやかげ地域創生事業推進協議会となっております。この推進協議会からの実績報告を見ますと, 全て委託料と書かれています。

ところが, 町民からの開示請求を受けて町当局から出てきた書類 2 つは次のようになっております。1 つ目, 請求があった公文書の件名と内容ですが, 矢掛町が魅力的な観光地としてまちづくり地域創生業務を委託した岡山県矢掛町地域創生事業推進協議会の構成員と規約はどうなっているか。それから同じく, 岡山県矢掛町地域創生事業推進協議会の事務局がどうなっているか。この 2 つについては, そういう事実は存在しませんという回答でした。

もう 1 つの補助金。請求のあった件名, 内容は, 矢掛町地域創生事業推進協議会設立の法的根拠及び令和 4 年度補助金の委託料 3,700 万円にかかる委託契約書。これは, それに対する答えは存在しませんという回答でした。

つまり, この 2 つの文書によれば, 構成員, 規約, 事務局もなく, 設立の法的根拠もなく, 存在しないということになりますが, 町と補助金の委託料の契約も結んでいないということです。

設立の法的根拠もなく存在もしない団体に委託契約を結んだ書類もないのに, 委託料, 補助金が交付されることはありえないことです。実在しない団体に公金を突っ込んでいることになってしまいます。こんなことは, 許された行為ではありません。

こんな決算を認めることは到底許されませんし, 会計検査院や司直の手が伸びる可能性さえあります。せめて, 議会として, 良心の証としてこの決算に反対すべきです。

併せて, 矢掛町地方創生事業検証会議設置要綱というのがありますが, それには, 矢掛町が実施する地方創生関連事業に関してさまざまな立場から意見を求めるため, 矢掛町地方創生事業検証会議を設置すると書かれています。この会議を設置することを求めて, 議案第 54 号に対する反対討論とします。

○議長（花川大志君） この案件について、そのほか討論はありませんか。5番田中君。

○5番（田中輝夫君） はい。令和4年度矢掛町一般会計の決算認定について、賛成の立場で言わせてもらいます。

令和4年度の一般会計決算も予算にほぼ計画通り順調に粛々と執行しているものであります。

先ほど反対討論がありました委員会の設置というふうなことがありましたが、その点についても執行部は十分検討してくれていると思いますし、必要であれば設置するのかなというふうに思っております。

令和4年の決算認定については異議なく、粛々と執行されており、私は賛成の立場で言わせてもらいます。

○議長（花川大志君） その他の議案に対する討論はありませんか。石井君。

○8番（石井信行君） 8番石井です。議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

まず、この西町のふれあい広場は建物を建てる段階でのさまざまな町民要望が全く無視されたということは、町民の方からいろいろ聞かされます。例えば、石井のしょう油屋だったら、ずっと1間ぐらい街道筋から後ろへ下がっています。そういうふうにしてお客さんが入りやすいようにしたり、あるいは、殿様に対して失礼のないように一步下げた状態で家を造っているんですが、そういうふうにしてもらえないかという要望は一顧だにされませんでした。併せて、株式会社化やかげ宿の管理している駐車場。その駐車場の管理運営を巡って、有料化の問題で駐車券を町のほうと商工会と分担して半分ずつにしてもらえないかとか、それから、いま、月極めでその住民がそこにいたのに、それを追い出すようなことはしないでもらえないかというような要望も一顧だにされませんでした。

このように、やかげ宿が委託を受けて管理運営しているという例えば駐車場一つとっても町民の要望は全く生かされていない。

この2つの事実から、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者として、株式会社やかげ宿を指定するのは、明らかに町民のまちづくりに対する意欲を削ぐものだと私は考えますので、反対討論とします。

○議長（花川大志君） 本議案について、はい、田中君。

○5番（田中輝夫君） はい。賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について、これも委員会の中で議論が出ました。

指定管理者の非公募には異議があるんだというふうなことで、それも私も公募のほうがベターなのかなというふうな感じがします。でも、公募しても、そこで入札に参加するところがどれくらいあるのかなというようにも考えたり、やはり入札、指定管理するには、やはりその時にあった矢掛町の観光に対する貢献度とか、その事業団体の信頼性というふうなものが、やはり考えられなければならないというふうに思っておりますし、この指定管理者の指定については、賛成ということで述べさせていただきます。

○議長（花川大志君） 議案第60号について、そのほか討論はありませんか。

[なし]

○議長（花川大志君） その他の議案に対する討論はありませんか。石井君。

○8番（石井信行君） はい。8番石井です。議案第62号の令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第4号)について、常任委員会では賛成で起立してしまいましたが、この先ほど言いました、賑わいのまちや

かげ宿創出施設の指定管理者の指定についてのところで、商工費の所に指定管理の予算が含まれていますので、これを賛成したんでは筋が通らないだろうという町民の方々から何人か声をいただきましたので、62号は、60号のこの町民の声を聞かないでいいのかっていう一点で補正予算の商工費の中に含まれている西町ふれあい広場の指定管理料の部分に反対なので、反対といたします。

○議長（花川大志君） 議案第62号について、そのほか討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） その他の議案に対する討論はありませんか。昼田君。

○2番（昼田政義君） 請願第1号の採択に反対の立場から討論を行います。本請願の主旨を矢掛町の町内の小・中学校の現状に照らしますと、35人はおろか30人学級の実施については、中学校で37人クラスがありますが、既におおむねその現状に至っており必要性が認められません。また、クラス替えがない状況もあり少人数学級への対応も既になされており、請願の趣旨に整合しません。よって、矢掛町議会として政府への意見書提出の意義が見出せず、本請願は不採択が妥当と考えます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） 請願に賛成の討論を行います。

いま、教職員組合を中心にして、働き方改革、現場の実態調査を行っていますが、多くの市町村、あるいは、都道府県で過労死ラインだと言われている80時間、1か月80時間を超えている所はかなりあります。

しかも、私が勤務をしていた、もう何年も前になるんですが、過労死、あるいは、保護者・子どもとのトラブルで自殺——自ら命を絶ちながら病死と数えられた教職員がかなりの数います。今もそれはいるそうです。

精神的疾患で年間5,000人を超える教職員が休職せざるを得なくなっている実態は全く変わりません。

過疎化によって子どもの数が減り、一人ひとりへの目の行き届きはかなり十分になっているはずと言われますが、現場の実態は、コロナ対応や一人ひとりの発達障害も含めたさまざまな問題が、今までなかったような問題も多く出ています。それに対して教職員は本当に小まめに対応しているんですが、それが十分に行き届かなければ保護者からの反発を招いたり、あるいは、苦情を言われることになったりしています。それに耐えかねて自ら命を絶つというような現実も実際にあるわけですから。5,000人以上の職員が精神を病んで休んでいる。そういうことひとつとっても、やっぱり教職員の数を増やさなければ、どうしても今の子どもたちは十分守りきれないんだという実態をしっかり見ていく必要がある。そのために請願にぜひ賛同いただいて、国会に教職員を増やしてくださいというお願いを、ぜひ、すべきだという意見です。

以上です。

○議長（花川大志君） 7番小塚君。

○7番（小塚郁夫君） 本請願の採択に反対の立場から討論を行います。

本町の義務教育行政は、児童生徒の学ぶ力の構造と社会性を育むことを第一義に、教育支援員やサポーターの配置など手厚い対応を実施しており、請願趣旨利用の内容は既に担保されています。これは、教職員の働き方改革にも当てはまり、この観点からも、既に手当は十分なされていると考えます。

よって、矢掛町議会としての意見書の採択及び政府への提出は不要と考えます。

以上です。

○議長（花川大志君） 川上君。

○9番（川上淳司君） 私は本請願の賛成の立場で意見を述べたいと思います。

報道でも昨今、時間外勤務等が多い現状であり、矢掛町でも時間外勤務者がたくさん教職員の方に行らっしゃると聞いております。そればかりではなく、やっぱり子どもたちをこれから大きく育てていく意味で、先生の数っていうのは必要ではないかと思っております。

私が紹介議員だからっていう部分ではないですけど、やっぱり勤務時間の実態等がはっきりこういう場で、要するに話をさせていただいて、できれば足並みをそろえて各議会での提出するものとして矢掛町として採択をしていただき、ぜひ国会に提出していただきたいと思います。

ひとつよろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） そのほかにありますか。土井君。

○1番（土井俊彦君） 請願第1号の採択に反対の立場から、討論を行います。

この請願では教員の新規採用の確保への要望が盛り込まれていましたが、文科省は2024年度の予算の概算要求の中で新しい取組として、大学、民間企業といった連携した人材確保と地域教員の司法枠の活用に予算を付けています。さらに、奨学金の返還支援は、事項要求に留めているものの同対策の一環としています。国のほうでこういった動きがあるこの請願を採択する必要は既にないと考えるので反対いたします。

以上です。

○議長（花川大志君） そのほかありますか。福田君。

○3番（福田京子君） 3番福田でございます。請願第1号の採択に反対の立場から討論を行います。

義務教育費国庫負担率の堅持を図るようこの請願内容ではありますが、文部科学省は、次年度、24年度予算は86億円増額して、1兆5,302億円との方針を出しました。この中には、教職員定数の増員、高学年の教科担任制の強化が挙げられています。

また、スクールサポートスタッフ——教員業務の支援員ですけれども、その倍増、学習指導員の増員の方針も挙げられております。よって、請願の内容はカバーされてきているのではないかと思います。

改めてこの請願内容を提出する合理性は、矢掛町議会としてはないと思われます。よって、この流れを見守っていても良いのではないかと考えます。

以上です。

○議長（花川大志君） そのほかありますか。岸野君。

○4番（岸野榮治君） 4番。私は、請願第1号の採択に反対の立場から討論を行います。

国はGIGAスクール構想の中で1人1台の端末の整備やデジタル教科書の本格導入、また、広域連携による自治体間での体制を強化し、支援メニューの充実に取り組んでおり、予算措置もなされております。

教育現場と働き方改革双方の観点から、本請願の採択には反対します。

以上です。

○議長（花川大志君） そのほか討論ありませんか。

[なし]

○議長（花川大志君） その他の議案に対する討論はありませんか。

[なし]

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。議案の性質上、分離して採決を行います。

議案第54号、議案第60号、議案第62号、請願第1号については、先ほど討論がありましたので、討論のなかった案件からそれぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。まず、討論のなかった、議案第55号から議案第58号までの決算認定案件4件、議案第59号の条例改正案件1件、議案第61号の計画変更案件1件、議案第63号から議案第67号までの補正予算案件5件の計11件につきましては、委員長報告はこれを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号、令和4年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第56号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第57号、令和4年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第58号、令和4年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、議案第59号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第61号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議案第63号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第64号、令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第65号、令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第66号、令和5年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)について、議案第67号、令和5年度矢掛町西川面上財産区特別会計補正予算(第1号)については、それぞれ原案のとおり認定・可決されました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。

お諮りいたします。議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてに対する委員長報告は、これを可とするものでありますが、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第54号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

○議長（花川大志君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第54号、令和4年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、討論のあった議案の採決を行います。

お諮りいたします。議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についてに対する委員長報告は、これを可とするものでありますが、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第60号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

○議長（花川大志君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 60 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。

お諮りいたします。議案第 62 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算(第 4 号)についてに対する委員長報告は、これを可とするものでありますが、先ほど、反対討論がありましたので、議案第 62 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 62 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算(第 4 号)についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

○議長（花川大志君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 62 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算(第 4 号)については、原案のとおり可決されました。

次に、討論のありました請願第 1 号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願に対する委員長報告は、これを採択とするものでありますが、本案件に対し、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（花川大志君） 起立少数と認めます。御着席ください。よって、請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率堅持をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願は、不採択と決しました。

~~~~~

日程第 2 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、これより報告をしていただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。それでは、報告を 2 件させていただきます。

まず、報告第 9 号、おかやま矢掛マルシェの開催について、御報告申し上げます。

矢掛町では歴史や自然などすばらしい資源を生かしたまちづくりを進め、全国に向けて矢掛町の魅力を発信することで、移住、定住、交流の促進に努力しております。そのひとつとして、おかやま矢掛マルシェを開催いたします。

お手許に配付しておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じます。日時は令和 5 年 9 月 26 日の火曜日午後 1 時からでありまして、場所は東京新橋にあります、鳥取県・岡山県共同アンテナショップとっとり・おかやま新橋館となっております。

このイベントを通じて、矢掛町ブランド認定品などの特産品の販売や移住・観光情報を広く首都圏の皆様にお知らせいたします。矢掛町の魅力を発信し、観光誘客の促進、移住定住、交流拡大につなげていきたいと考えております。

また、これに先立ちまして、東京都千代田区にございます J A 共済ビルにて、同日の午前 11 時 30 分から第 30 回開催記念 J A 共済マルシェ in 岡山県矢掛町が開催されます。今回が第 30 回の記念マルシェとなっております、全国共済農業協同組合連合会全国本部が主催であります。

西洋野菜をはじめ、J A 晴れの国岡山の旬の果物・野菜・加工品を販売し、豊かな自然の恵みたっぷりの矢掛自慢の旬の味覚を紹介するマルシェとなっております。

なお、このイベントにつきましては、本町在住の全国共済農業協同組合連合会の経営管理委員会会長の青江伯夫さんの多大なお力添えをいただいたということも付させていただきます。

議員の皆様におかれましても、在京のお知り合いの皆様にもお知らせいただき、ぜひ御協力をくださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第 10 号、やかげ西町イベント広場の竣工式について、御報告申し上げます。

矢掛地区西町に整備を進めております、やかげ西町イベント広場の竣工式を令和 5 年 10 月 29 日の日曜日午前 10 時から開催いたします。また、竣工式終了後午後 3 時まで同イベント広場にてオープニングイベントを開催することになっております。

議員の皆様には、後日、御案内を差し上げますので、お繰り合わせの上御出席いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 町長からの報告が終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

○議長（花川大志君） 日程第 3、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、予算決算常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第 74 条の規定により、お手許にお配りしております申出書のとおり、各委員会として取り組む所管の調査事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の内容のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、各々の所管の調査事項については閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第 7 条の規定により、本日をもって第 4 回矢掛町議会第 3 回定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、第 4 回矢掛町議会第 3 回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会につきましては、15日間の会期でありましたが、上程いたしました人権擁護委員候補者の推薦についてのほか計17議案につきまして、慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございました。議案の審議並びに一般質問などでいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、国政におきましては、先般、岸田首相が内閣改造を行い、「経済対策について、物価高から国民生活を守り、必要な予算にしっかり裏打ちされた思い切った内容を大至急行わなければならない」と述べられております。

本町におきましても、変化に迅速に対応しながら安定した町政運営ができるよう、また、町民の皆様のお生活をしっかりと支え、御希望に配慮した事業を円滑に進められますよう職員ともども努力してまいります。

どうか、議員の皆様には、格段の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後11時45分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には…

（「10時」と呼ぶ者あり）

**○議長（花川大志君）** 失礼いたしました。申し訳ございません。10時45分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には3階議会全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員